

平成22年11月12日
(照会先)
年金給付部
給付企画グループ長 渡部 浩
(電話直通 03-6892-0769)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金額回復の具体的事例」の取りまとめについて

～平成22年9月第2週分～

「年金額回復の具体的事例」(9月第2週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめましたので、公表します。

年金額回復の具体的事例

○平成22年9月6日から平成22年9月10日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	78歳	男	696,800円	1,909,400円	2,606,200円	回復前の厚生年金加入期間228月に船員保険加入期間48月(厚生年金換算64月)を追加。併せて、共済組合加入期間234月を老齢基礎年金額に反映。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申立の船舶名、乗船期間より調査したところ、ご本人の申立と一致する船員保険の記録(氏名のフリガナ相違)が判明し、記録を統合した。 ○また、ご本人の共済組合の加入期間が老齢基礎年金の年金額に反映されていないことが判明し、ご本人から共済組合加給期間の確認に関する証明書の提出を受け、共済組合加入期間の記録を収録した。	約1,660万円
2	83歳	女	648,800円	720,800円	1,369,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に144月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,880万円
3	78歳	男	632,300円	692,900円	1,325,200円	回復前の厚生年金加入期間31月に144月を追加。	○「受給者便」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。	約1,510万円
4	78歳	男	621,700円	1,146,800円	1,768,500円	回復前の厚生年金加入期間114月に92月を追加。	○「グレー便」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人のものと思われる記録とご本人の申出の会社名及び勤務期間が一致したことから、記録を統合した。	約1,480万円
5	81歳	女	586,200円	1,834,100円	2,420,300円	回復前の厚生年金加入期間330月に119月及び国民年金加入期間27月を追加。	○「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。 ○また、ご本人が申出た住所地により調査したところ、新たに国民年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,700万円
6	75歳	女	529,200円	1,320,200円	1,849,400円	回復前の厚生年金加入期間281月に142月を追加。	○「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。	約1,530万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
7	83歳	女	508,200円	2,218,800円	2,727,000円	回復前の厚生年金加入期間288月に108月を追加。	○「黄色便」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,470万円
8	73歳	男	443,900円	1,115,100円	1,559,000円	回復前の厚生年金加入期間8月に231月を追加。	○「黄色便」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人の申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名のフリガナ相違)が判明し、記録を統合した。	約1,060万円
9	82歳	女	426,600円	480,200円	906,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に97月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名のフリガナ一部相違)が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,240万円
10	83歳	女	387,000円	358,000円	745,000円	回復前の厚生年金加入期間0月に88月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(氏名のフリガナ及び生年月日の一部相違)が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,120万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	0件
ねんきん特別便(全員便)	4件 (事例 1、2、9、10)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	2件 (事例 7、8)
グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ)	1件 (事例 4)
受給者便(加入期間及び報酬額のお知らせ)	3件 (事例 3、5、6)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	0件

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの。

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.88歳、女性+23.97歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)。

〈参考:用語の説明〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」

基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付(19年12月から20年3月)。

「全員特別便」

それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

○フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録(基礎年金番号に統合されていない記録)の持ち主である可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、年金事務所等で調査できるものは、概ね確認作業を終了。

21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。21年12月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。